

# 上場株式等の所得に関する住民税申告不要等申出書

(令和\_\_年度 町民税・県民税分)

(あて先) 若狭町長様

令和\_\_年\_\_月\_\_日提出

## ○納税義務者

1月1日現在の住所	若狭町		
現住所	現住所が上記の住所と異なる場合は記入してください。		
(フリガナ)氏名	電話番号(本人・代理人)		
生年月日	代理人の氏名	(続柄)	

## ○確定申告した(予定含む)上場株式等の所得等

確定申告した(予定含む)上場株式等の所得等			住民税の源泉徴収税額
上場株式等の配当所得等	総合課税分	円	円
	分離課税分	円	円
上場株式等の譲渡所得等		円	円
翌年度以降に繰り越される上場株式等に係る譲渡損失の金額			円

※対象となる上場株式等の配当所得等及び譲渡所得等については、所得税 15.315% (復興特別所得税分含む) と住民税 5% の合計 20.315% の税率であらかじめ源泉徴収 (特別徴収) されているものとなります。  
(所得税 20.42% を源泉徴収されているものは、住民税が源泉徴収されていないので、対象ではありません)

## 申出する番号に○をつけてください。

- 上記の確定申告した (予定含む) 上場株式等の所得等について、住民税では申告いたしません。
- 上記の確定申告した (予定含む) 上場株式等の所得等について、住民税では下記のとおりいたします。

確定申告した(予定含む)上場株式等の所得等			住民税の源泉徴収税額
上場株式等の配当所得等	総合課税分	円	円
	分離課税分	円	円
上場株式等の譲渡所得等		円	円
翌年度以降に繰り越される上場株式等に係る譲渡損失の金額			円

裏面の④の金額をこの欄に記入してください。

※ 2 は以下の例の場合などに使用します。

(例) 特定配当等について、所得税では総合課税、町・県民税では申告不要制度を適用する

提出の際、下記の書類も併せて提出してください。

- 本人確認書類
- 確定申告書の控えの写し
- 配当所得・譲渡所得等に関する書類の写し (特定口座年間取引報告書・支払通知書など)
- 代理人が申告する場合、本人と世帯が異なるときは委任状

注意事項:

- この申出を行う場合は、町民税・県民税納税通知書が送達される前に申告する必要があります。
- 上記の表の住民税の源泉徴収税額に記載誤りなどがあり、上場株式等の所得と判断がつかない場合は、確定申告書の内容で住民税を課税することがあります。

※裏面もご確認ください

(町処理欄)  
整理番号:

## 令和 4 年度 上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除明細書

上場株式等に係る譲渡損失の金額で、令和 2 年度以前の町民税・県民税に係る上場株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上引ききれなかった損失の金額があるときは、下の欄に必要な事項を記入してください。

譲渡損失の 生じた年分	前年から繰り越された 上場株式等に係る 譲渡損失の金額	本年分で差し引く上場株式 等に係る譲渡損失の金額	本年分で差し引くこと のできなかつた上場株式 等に係る譲渡損失の金額
本年の3年前分 (平成 30 年分)	a	d	/
本年の2年前分 (令和元年前分)	b	e	①b-e
本年の前年分 (令和 2 年分)	c	f	②c-f
本年分で差し引く上場株式等に 係る譲渡損失の金額の合計額 (d) + (e) + (f)			/
本年分の損益通算前の上場株式等に係る譲渡損失の金額			g
本年分の損益通算前の分離課税配当所得等の金額			h
本年分の損益通算後の上場株式等に係る譲渡損失の金額			③g-h
翌年以後に繰り越される上場株式等に係る譲渡損失の金額 (①+②+③)			④